



長野県報

3月31日(木)
平成17年
(2005年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部改正（税務課） 2

規則

長野県県税に関する規則の一部改正（税務課） 3

職員の給与に関する規則の一部改正（人事委員会事務局） 16

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 地方税法の一部改正等に伴い、次のように改正するほか、所要の改正をしました。

(1) 不動産取得税

ア 既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅が適用対象となるよう規定の整備を行いました。

イ 次の減額措置の適用期限を平成19年3月31日まで延長しました。

(7) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置

(4) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置

(9) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置

(2) 自動車取得税

ア 平成15年又は平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より75パーセント以上少ない一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止しました。

イ 平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止しました。

ウ 電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成19年3月31日まで延長しました。

エ 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率を、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に取得される一定のバス、トラック等にあっては、100分の1を控除した率とすることとしました。

(3) 課税免除

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用期限を平成19年3月31日（改正前平成17年3月31日）まで延長するとともに、設備の取得価額の下限を2,700万円（改正前2,500万円）に引き上げました。

2 この条例は、平成17年4月1日（1(2)エについては平成17年10月1日）から施行します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第45号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項及び第28条第1項の表中「公益法人等（）」の次に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第29条第2項中「又は同法」を「若しくは同法」に、「を超える」を「又は同法第145条の7において準用する同法第82条の7第1項の控除限度額を超える」に改める。

第40条の9第2項中「人の居住の用に供されたことがある」を「新築された住宅でまだ人の用に供されたことのないもの以外」に改める。

第144条第1項の表の過疎地域の項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に、
〔2,500万円〕を〔2,700万円〕に改める。

附則第9条第1項及び附則第11条第1項中「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附則第16条第1項、第3項及び第5項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附則第19条第2項及び第3項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第4項中「施行令附則第16条の2の6第7項に規定するものの取得（）」を「バス、トラックその他の施行規則附則第12条の2の3第7項に規定するものの取得（第2項若しくは）に、「平成16年4月1日から平成17年9月30日」を「平成17年10月1日から平成18年3月31日」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1を」に改め、同項各号を削り、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項を同条第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第19条第4項の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 新条例第40条の9第2項の規定は、施行日以後の不動産の取得

に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第19条第4項の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行ったこの条例による改正前の長野県県税条例附則第19条第4項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(課税免除に関する規定の適用)

6 新条例第144条第1項の規定（過疎地域に係るものに限る。）は、施行日以後に新設し、又は増設した設備について適用し、施行日前に新設し、又は増設した設備については、なお従前の例による。

税務課